

一蝶が流罪になりし事、口碑に伝ふる所、紛説一定ならず、一説に、諸侯の内室たちを、百人女郎といふ物に画たる罪ともいひ、或は、三笠附とて俳句の点者となりて、博奕の如き事をなしたる罪ともいひ、或は、桂昌院殿内縁の人を、一蝶、民部、半兵衛等が花街に迷はして、大金を費さしめ、剩（アタリ）此人吉原の中田（田偏+甫）といふ所にて、人しれず切害せられしゆゑ、其事に起りて、三人とも謫せられしともいふ、此説当れるに似たれども、其詳（ミタマ）を得ず、亡兄醒翁、嘗て諸書を搜索（ミタマ）せられしかども、所見なかりき、さて一日、茶友松濤館主人より【時に御庭の者支配高橋与太郎殿】竜溪小説【写本】といふを借読せしに、一蝶と同じく謫せられたる、仏師民部が懺悔話に聞きたりとして、第一に、民部が旧悪の始終、および一蝶と罪を同じうして流罪に所せられし事どもを記して、甚だ詳也、文多ければ、今こゝには其要を摘（ミタマ）て記す、

一、仏師民部は、鎌倉仏師二十二代目也、仏師の名人なりしゆゑ、其名世に聞ゆ、元来放蕩者にて、遊芸も在りしゆゑ、貴人へも立交り、権家の鼻肩も在りしゆゑ、一とせ、日光御普請の事に掛り、此事に付、同じ掛り合の者を、謀（ミタマ）を以て切害し、己は解死人（ミタマ）にならず、江戸払にて事すみ、本庄松平伊勢守殿【栄翁と号】長屋に、遊扇と改名し、三年かくれすみしが、後に【三年たちて】石町に住居せり、

さて其後蝶古【一蝶が事也】百人男をいふ事を書出たり、此事譬（ミタマ）ば、昔ながらの山桜哉、伊勢十兵衛【薩州留主居也】如此の類也、公儀御役人并に大名衆、歌舞伎役者、吉原の遊女など、すべて世の人の口にする人々を、件の如く百人首の歌によそへて作意したる物也、作者は蝶古と遊扇也しが、人にかくして書きしたゝむる所なしとて、其頃絵師に和翁といふもの、遊扇裏にて、住居の奇麗なれば、兩人こゝにて清書をしたゝめんとせしに、かの和翁、手跡自慢にて、われらしたゝめんとて、独りして清書したるを、別に一冊写して我が物とし、此三人のもども何人の作なりやなどゝ、人に見せておもしろがらせしが、文才ある蝶古が作なれば、滑稽人の頤（ミタマ）を解（ミタマ）、こゝかしこへ写し伝へて流行せしが、貴人の上を譏りたる事もあれば、蝶古、遊扇も作意したる事はふかく隠したれば、作者を知るものはさらになかりけり、しかるに、或時、阿部豊後守殿へ出入の医師、豊後殿の事は誉（ミタマ）てかきたるものゆゑ、機嫌とりのためにや、右の百人男を見せるに、此御人、当時御老中也しが、何の挨拶もなく留置れ、翌日御城へ持参せられ、町奉行へ、右百人男かきものを御渡被成、ケ様の事書しものあり、町方を吟味あるべしと、御直の仰に、町奉行、其日より密々に穿鑿在りしが、かの絵師和翁召捕はれ、吟味の上、清書は私仕り候へども、作者は、蝶古、民部の由白状によりて、和翁入牢し、翌日、蝶古、民部召出され、和翁と対決の所、兩人口を揃へ、私共は決而覚無之候、乍恐、右体の書き物等に手間を費し候ては、手職いたし候私共、無益の義、此段御憐察ねがひ奉る、と辞を巧にして罪を隠し候内、奉行所より右三人の留主へ同心をつかはし、家捜（ミタマ）しせしに、蝶古、民部が宅には何もなく、かの和翁の宅には、百人男の下書などが在りしゆゑ、罪和翁に極り、兩人は所預けに成、和翁縄付にて白州を立つ時、兩人を白眼（ミタマ）つけ、罪を私一人にぬりつくる大悪人め、と大声にて罵詈（ミタマ）しが、事すみたり、早々立よ、とて牢屋へつかはされ、其後、和翁は死罪、兩人構ひなしにて、一件落着也、

其後、井伊伯耆守殿家督の時、納戸金三万両の譲り金也しが、蝶古、遊扇、兼々出入にてありしが、遊所へそゝのかし、一度しのびて出らるゝに、金百両づゝ、遊扇請取、茶やへ一寸腰掛給ふにも、二両、三両づゝつかはし、遊所はもとより、たゝこがねを蒔やうにつかひすて、帰りには、遊扇が袂に五六両残るのみ也し、或年の月見に、伯耆殿、蝶古に命じて、月見の鄭曲（ミタマ）を作らせ、三味線の手は市川検校也、其頃平家ものがたりの名人、琵琶法師近藤検校といふも出入りにて、月見の歌びらきに来るべきやくそく也しゆゑ、蝶古が作りたる月見といふ歌の出しをば、琵琶にて近藤にかたらせるつもりにて、さて、其夜出入りの者ども、伯耆殿へ打寄、遊扇、市川にむかひ、今晚うたびらきのかたり出しは、平家にある如く、或は、しらゝ、吹上げ、わかぬ浦、住吉、難波、高砂、尾上の月の明ぼのを、と是迄を、平家琵琶にて近藤にかたらせ、詠てかへる人もあり、といふより三味線にうつすつもり也、此事を近藤にたのみ候はん、心得給はれ、といふ、市川検校かしらるふり、いやゝ近藤中々かたり申まじ、やめ給へ、といふ、遊扇、是非とも近藤にひかせ申さん、といふに、市川も田中検校も、本沢検校も、同座に口を揃へ、いかにいひ給ふともかたり申まじ、といひけるを、遊扇、近藤が休息の一間にわたり、しかじかのよしたのみければ、近藤検校不平の顔付にて申やう、平家は仲間の本芸也、三味線などゝは混ずべからず、とて得心せざりければ、遊扇納戸へいたり、金百両請取、又此一間へ来りしに、近藤が同道したる本

沢は、宿にて妻出産したりとのしらせに、急に宿へかへり、近藤一人居たる所へ、遊扇、近藤が袂へ百両包一ツ入れ、今の仰はもつとも至極なれども、口の所計り也、三味線にうつして、座をたちて帰宅し玉へ、されば平家のかたりかけ也、といふを、袂のおもきに近藤心動き、にはかに色かはり、さて／＼むづかしき事を、と笑ひながら、百両を懐中におし入れ、座敷へ出、月見の歌開き、申ぶんなく相済、よくできたりとて、市川検校へ百両、蝶古へ百両玉はりけり、端歌一ツのひらきが三百両也し、とて人々噂したると也、是らの事よりして、井伊殿重役の耳にも入り、遊扇、一蝶等、出入りを留られしと也、さてまた、遊扇、本庄安芸守殿をそゝのかして、遊所へ伴ひ、蝶古もとも／＼太鼓を持しが、遊扇がはからひにて、茗荷屋の大蔵といふ奴女郎を安芸殿に馴染せけり、

涼仙曰、此大蔵といふ奴は、美麗にあらざれども、見識高く、淫郭妓中の逸物にて、十津(マヅ)の与兵衛といひし者に指を切たる事の始終、長々と記しのせたれども、一蝶が事には無用の説なれば、こゝに省く、蓋し、大蔵が与兵衛に指を切し事は、其頃郭中の奇談とせしにや、二朱判吉兵衛が作の吉原大臣舞といふうたひものの文句に見えたり【十津の与兵衛は、浪人のつゞみ打にて美男也、富家のたいこを持て、よし原へもしば／＼入りこみしもの也とぞ】

さて、大蔵事、安芸殿の心に叶ひ、のち／＼は身請せんとの事也しに、民部が妻は、三の丸様殿中の女中なりしが、後、右の安芸殿の囲ひものといふものになりしを、安芸殿より民部が妻に賜ひし也、されば、安芸殿の人となりをも、屋敷の様子をもよく知りしゆゑ、大蔵身請の事、安芸殿御父へしれたらば、かならず民部へ御憎(ウツミ)かゝるべし、かならず取持は無用也。といひし諫をも用ず、安芸殿より金千両請取、九百両にて大蔵を身請なし、残り百両を祝義に蒔ちらし、大蔵を船にのせて、石町のかし座敷へおちつかせ、其夜、安芸殿もこゝに忍び来られ、酒宴最中、民部を支配の名主より呼に來りしゆゑ、其座より名主方へいたりしに、御奉行所より差紙にて御召也、明朝北條安房守殿へ召連れべし、何ぞ御吟味に逢ふべき心当りも在るか、と尋ねられ、先年の旧悪も在り、さしあたりて、大蔵が一件など、ひしと胸にあたりしが、何も心当りは候はず、とてふたゝびかの座敷にいたり、安芸殿へしか／＼のよしをかたり、何事の御尋かはしらねども、事によりては、御前の御恵み、御親類様方に権家も在れば、御声をかけ給はるべし、と手をすりてたのみければ、安芸殿も、民部が官事の端を起し、快(ヨシ)からず、大蔵をば、民部が妻へあづけて歸られけり【是より、翌朝、民部、安芸殿屋敷へ至り、権家の吸拳をたのむ事など記しあれど、くだ／＼しければ、こゝに省く】

さて翌日、民部、北條安芸(マヅ)守殿へ出しに、多賀蝶古、村田半兵衛、兩人白洲に並び至りしゆゑ、互に顔見合て驚怖(オドロキ)しけり、さて、北條殿出席にて、三人へ御尋には、先月中より、馬の物言ひたりといふ事を、落し咄しといふものを作りて流布せしもの【此時、生類御憐みの時節也】御詮儀あれども、今以て相知れず、汝等三人は、常々口をたゝきて、人の機嫌を取る事を渡世同様にいたすよし、馬の物いひしといふ事は、汝らがいひふらしたるに相違あるまじ、在り体に申上よ、とおほせけるに、元來此事三人の作りたるにあらざれば、其よし申上げれば、しからば今日は歸れ、とて外に何の御沙汰もなかりしゆゑ、門外にいであ、三人顔見合せ、蛇が出そうで蚊も出ぬ、と笑ひ、よしなき事に心を勞したり、今宵はよし原にて、三人氣鬱ざましの酒のまんとして別れしが、翌々日、又候呼出し也しに、民部は、又馬か、と妻にも暇乞なく出し、三人白洲へまはされ、北條殿出席にて申さるゝは、馬がものいひしといふ事、いづれにしても汝等が作意ならん、吟味中人牢申付る、ときゝて、三人大におどろき、さま／＼申開んとせしが、一言も取り上げ給はず、是より三人牢に在りし事二ヶ月あまり、一度の呼出しもなかりしゆゑ、病氣に付、養生中出牢の御慈悲願ひ、願之通被仰付、三人とも出牢して宿へ歸し玉はる

時の評判に曰、三人の者どもは、遊芸も在りて、一坐の酒もおもしろく、吉原のいたり太鼓にて、貴人をそそのかし、遊所へ引出し、大金をつかはせ、おのれが遊びとなし、身持よろしからぬ者どもにて、大名の毒虫也、とつはさのありしに、六角越前守殿が、菱屋の小幡を身請せられしは、蝶古が媒也、本庄安芸殿、茗荷屋の大蔵に通ひ玉ふも、蝶古、民部等が所為(マヅ)也、井伊伯耆守殿放蕩も、右三人の所為也、其外大小名の放蕩人は、皆三人のものどもの出入する事ゆゑ、大小名の若年の風俗を乱すものは、蝶古、遊扇、半兵衛らなり、と密々上へも聞え、三の丸様御内縁の人をも、放蕩に仕立たるゆゑ、三の丸様よりも、右三人を御憎しみにて、いづれよりかしらねども、町奉行へ内密の沙汰ゆゑ、馬のはなしに託して、右三人を入牢せられしは、以來身持を正しくせよと懲らしめの入牢なりしを、養生中上を蔑如(マヅ)にししたる罪を引出し、流罪とはなりたる也、と其時の評判也しとぞ

さて、三人の者、牢内にて病氣に付、養生として出牢の御慈悲願ひも、平日三人の者を羸肩せらるゝ歴々より、力を添

玉ひて、願ひの如く出牢せしが、さしたる病氣にもあらざれば、常並の如く、酒喰、遊興心の儘になして、慎み慚(ま)するの心なし、是いかんとなれば、御吟味の第一となる馬のものいひしといふ咄しは、おのれが覺なき無実の罪ゆゑに、かゝる怠慢の心を生じたる也

さて、三人の身持上へ聞えしや、又は犬をつけおかれしにや、或曰民部は、木挽町山村長太郎座へ見物にゆき、半兵衛、蝶古は同伴して吉原へゆきしが、帰り道にて、三人とも召捕れ、縄付にて御奉行所へ引れ、再牢の後、格別の御慈悲を以て、出牢、養生被仰付候所、遊所へ立入候段、上を軽んじ候義、不届に付、とて三人とも遠島とは也ける也

時の評判に、此時三人の者慎みをらば、江戸扨位にて相濟べきに、遠島せしは自らなせる禍也といへり

右三人の者、元禄十一年寅十二月二日、伊豆へ流され、島に在ること廿一年の春秋を息才にて、大赦に逢ひ、めだたく江戸へ帰り、民部は、其後紅葉山御用仏師の事に付御用被仰付、御細工所頭之支配と成、御用達の列に入、吹上御庭観音堂廿八部の仏被仰付彫刻す、後、此観音は根津へ被遣たり、此民部は、色黒にて菊石面(きくしめん)顔也、頬骨高く、瘦男也し、中々咄相手におもしろく、愛敬坊主也、民部申せしは、八丈島にて仏といふものを見れば、てくの坊の如きもの也、依之、私細工して、島に在し廿年の間に、仏といふものを初て見せ、島に残し置候、此功德にても罪障は滅し可申か、と申しき

京都の仏師は、古来より、釈迦、阿弥陀、観音の類の仏像上手也、又むかしより、鎌倉仏師は、不動、愛染、毘沙門など勢ひある像上手也、浅草雷門の風神雷神、民部が父の細工也、とかたりし

蝶古【後に一蝶】又潮とも書く、色白く、眼大きくすさまじく、言語(げんご)は静なる生れ付、絵は名人也、生得慾深くして、機嫌取の上手也

村田半兵衛は美男也、月見の歌の文句にも、色の村田の中將の、と業平に比したる程の美男也、茶の湯、蹴鞠をよくして、風流のもの也、日頃の自慢は、吉原中の女郎何万人かおらんが、そのものゝ年、又色客の名、其外吉原中の事、何にてもこのらず覺てをる、といひし、たわけな事覺し人を笑ふ人も在し、

右一蝶が事ども、民部が直の物語りを書付置れし人在り、予写して稗官の筆を俟のみ、

以上、竜溪小説を摘要す

涼仙曰、竜溪小説は、徳廟の御頃、御広敷添番といふを勤られたる、小宮山空之進といひし人の作也、江戸川隆慶橋の辺りに住はれしゆゑ、号を竜溪といへり、或謙亭の号あり、名は昌世といへり、学才ありて好古の人也、或時、月光院様王子筋へ桜狩の御遊在し時、小宮山も御供なりしが、俄雨の晴たるが、路次湿ひて、草履にては行がたく、いかゞすべくやと人々悩(なや)みける時に、空之進、在家の軒に、作事に用ひんとにや、杉の大ぬぎのけずりたるが、たくさん在りけるを見て、俄に板草履に作らせ、縄の緒をすげて、幾十足となく作らせ、女中達、是にて御遊覧は障りなくすみけり、月光院様御帰殿の後、小宮山が即妙のはたらき、上様へ御物語り在りしが、程なく御代官に被仰付、引続て新田を開き、大に利用を奉りたるゆゑ、御加恩もありけるが、後年に至り、私欲の事ありて職を削られ、隠居せしが、子孫に至りて、事ありて家断絶せり、と松濤館の主人が語られき^{△△△}

(追加記事)

本文なる本庄安芸守とあるは、桂昌院一位殿甥にして、本庄因幡守宗資の嫡也、資俊と名乗、松平伯耆守たり、此頃は本庄と称せり、此書に、潮湖、民部等が、桂昌院殿内縁の人を花街に誘導し、後、吉原田圃にて害せしとの噂ありしと云は、桂昌院の甥にて、近衛家家司進藤筑後守男進藤新五郎が藩下に召出されしが、放蕩無頼、甚だしき不行跡者なりし、後京都の養父の許に登り、弥放蕩にて、此為窃に生害させられしが、其頃は秘したる事にて、江戸にて彼三人等と放蕩せし後、其先途詳かならざるより、私にかゝる風説もせしなるべし、又、六角越前守と云、桂昌院殿義姪の孫にて、其由緒を以て常憲公治世召出され、何れも、其頃桂昌尼公の内縁に拠て成上りの者共にて、当時の権勢を頼み、世をも憚らず、其身分にあるまじき不行跡を、窃に遂し者なりと知べし、此時の権家の吹拳を恃むとあるは、本庄一族、或は柳沢等なるべし、

【井伊伯耆守は直武、三万五千石、遠州掛川城主、実掃部頭本家筋なり】

金井安善記

〔頭書〕桂昌尼父は三の丸に住玉へり、宝永二年逝去、流人放免は其後なり、三の丸尼公、彼等を大に憎み玉ひし者か